






# インターネット取引で製品を販売される皆様へ

**1. 製品安全に関する4つの法律では、「PSマーク」の対象製品を定めています。  
対象品目はPSマーク及び届出事業者名の表示がないと販売できません。**

＜PSマーク対象製品例＞ 下記の他、ガス事業法に基づく、PSTGマークもあります。

 ACアダプター、延長コード等  
 モバイルバッテリー、エアコン等  
電気用品安全法

 レーザーポインター、ベビーベッド等  
 バイク用ヘルメット、圧力なべ等  
消費生活用製品安全法

 カートリッジガス、こんろ等  
液石法※

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

**2. PSマーク対象品目は、製造または輸入を行う国内の事業者により、国に届出が  
されていなければなりません。**

**3. 表示や販売の制限に違反した場合には、罰則があります。**

- 対象製品にPSマーク及び届出事業者名の表示がないものを事業として販売、販売の目的で陳列した場合
  - 法令の手続きを経ないでPSマーク若しくは紛らわしい表示をした場合 など
- 法令に違反した場合、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し又はこれを併科されます。**

**4. 製造・輸入事業者が実施するリコールへの協力をお願いします。**

- 販売事業者は、製造・輸入事業者のリコールなどに協力する努力義務があります。
- リコールのためであれば、製造元へ顧客情報を提供しても、個人情報保護法上問題になりません。
- リコール情報は、経済産業省のWEBページなどで確認いただけます。

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/recall/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/recall/index.html)



# 参考 PSマーク表示義務がある主な対象製品の例示及び画像



## 直流電源装置

(左から、ACアダプター①②、バッテリーチャージャー)



## カートリッジガスこんろ

(左から、分離型(容器とバーナーがホースで接続)、組入型(容器が機器に組み込まれている)、直結型(容器がバーナーに直結))



## 携帯用レーザー応用装置

(左から、レーザーポインタ①②、レーザー距離計、赤外線放射温度計(レーザーで場所を特定するもの)、レーザー猫じゃらし、レーザー照準器)



## 乗車用ヘルメット

(左から、ハーフ形(125cc以下用)、オープンフェイス形、フルフェイス形)



※上記は例示であり、これ以外にも該当する製品があります。

詳細は、[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/system/07.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/system/07.html) をご覧下さい。

(参考) PS対象品目数 下記の他、ガス事業法に基づく、PSTGマーク(合計8品目)もあります。

### 電気用品安全法

	116品目	差込みプラグ、コンセント、電気温水器、電気ポンプ、ディスプレイ、電気マッサージ器、直流電源装置(ACアダプター)等
	341品目	リチウムイオン蓄電池(モバイルバッテリー等)、電気ストーブ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、扇風機、テレビジョン受信機等

### 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

	7品目	カートリッジガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸器(半密閉式)、液化石油ガス用バーナー付ふろがま(半密閉式)等
	9品目	調整器、一般ガスこんろ、液化石油ガス用瞬間湯沸器(開放式、密閉式、屋外式)等

### 消費生活用製品安全法

	4品目	乳幼児用ベッド(ベビーベッド)、携帯用レーザー応用装置(レーザーポインター等)、浴槽用温水循環器、ライター
	6品目	家庭用の圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット(自動二輪及び原付用)、登山用ロープ、石油ストーブ ほか